



【記載上の注意】

- 1 令和2年度診療報酬改定において、「職員が対象とした院内感染予防対策にかかる標準予防策等の院内研修を実施していること。」が要件となっています。
  
- 2 令和2年度診療報酬改定で常勤歯科医師の研修受講の確認が、算定開始年月日から4年以内に研修を受講し届け出るものから、毎年の定例報告において直近4年以内の受講した研修を記載するものに変更されました。
  
- 3 今回の報告においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために研修が受講できない状況であれば、研修開始から4年を越える場合であっても、その研修を報告書に記載し、受講可能となった後に速やかに受講してください。